

各指定居宅サービス事業所  
各指定介護予防サービス事業所  
各指定介護老人福祉施設  
各介護老人保健施設  
各指定介護療養型医療施設  
各介護医療院  
各養護老人ホーム  
各軽費老人ホーム  
各有料老人ホーム  
各サービス付き高齢者向け住宅

管理者（施設長）様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
（公印省略）

### 人権擁護の取組に関する調査について（依頼）

平素より高齢者福祉の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法第1条（目的）では、介護が必要な高齢者が尊厳を保持しつつ、日常生活を営めるようサービスを提供することと規定されており、介護サービス事業所等は、常に高齢者の尊厳や人権に配慮した意識と対応が必要となります。

こうしたことから、県では「和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等において、全ての施設・事業所に人権擁護推進員の設置と研修の実施を義務付け、条例実施要綱では人権擁護に関する研修を1年に1回以上実施するものとしています。また、県においては、人権擁護推進員研修をはじめ集団指導や新規（更新）指定事業者研修などを通じて、高齢者の人権擁護等に関する理解を深める取組を行っているところです。

こうした中、貴施設・事業所におかれては、これまで人権尊重のための取組を行ってこられたと存じますが、このたび、各施設・事業所における人権擁護に関する取組状況を把握することとなりました。

つきましては、別紙「人権擁護の取組に関する調査票」について、記入（入力）いただき、下記により当室まで提出してください。

今後とも人権尊重に対する意識の高揚や人権問題への理解を深める取組を一層推進いただきますよう、改めてお願いします。なお、県が実施した人権擁護推進員研修や集団指導（人権関係）の内容については、必ず全ての職員に伝達いただきますようお願いいたします。

#### 1. 提出書類

別添「人権擁護の取組に関する調査票」

※「きのくに介護deネット」からダウンロードできます。

URL : <https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kai godenet/index.html>

#### 2. 提出期限

令和2年2月28日（金）

#### 3. 提出方法

メールまたはFAX（可能な限り、メールをお願いします）

メールアドレス : e0403004@pref.wakayama.lg.jp

FAX : 073-441-2523

和歌山県介護サービス指導室  
TEL 073-441-2527